別紙

個人情報取扱特記事項（案）

（総則）

第１　この特記事項は、甲と乙が締結する電子黒板等学校 ICT 機器機能強化及び整備事業に係る契約（以下「本契約」という。）の履行に当たり、乙が行う個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

２　この特記事項における甲及び乙は、本契約書における甲及び乙をいう。

３　この特記事項は、本契約の一部を構成する。

（定義）

第２　この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。

(2)　本業務　本契約に基づき乙が行う機器の搬入、設置、設定、動作確認、教職員向け研修、保守及び保証、既設置機器の校内移動並びに既存機器の撤去及び廃棄その他本契約の履行に係る一切の作業をいう。

(3)　対象個人情報　本業務に関して甲から提供を受け、又は乙が本業務の履行に当たり取得し、若しくは知り得た個人情報（児童生徒及び教職員の氏名、アカウント情報、画像、映像、端末又は記録媒体に記録された情報その他学校で取り扱う情報を含む。）をいう。

(4)　事務従事者　乙の組織内にあって、乙の指揮監督を受けて本業務に従事する者（雇用関係の有無を問わず、派遣労働者を含む。）をいう。

（基本的事項）

第３　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の履行に当たっては、法、南城市個人情報保護条例（令和５年南城市条例第１号）その他の関係法令並びに南城市情報セキュリティポリシー及び南城市教育委員会教育情報セキュリティポリシーのうち乙が守るべき事項を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、対象個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　乙は、本業務の履行に当たり、法第 66 条第２項の規定により、同条第１項に規定する安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを理解し、これを遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第４　乙は、対象個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（管理及び実施体制）

第５　乙は、対象個人情報の適正な管理について責任を有する個人情報取扱責任者を置かなければならない。

２　乙は、事務従事者を本業務の履行に必要な最小限の範囲で特定し、特定した事務従事者以外の者に対象個人情報を取り扱わせてはならない。

３　乙は、本契約の締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者の氏名、所属及び連絡先並びに対象個人情報の管理の方法を記載した書面を甲に提出しなければならない。これらの事項を変更するときも、同様とする。

（事務従事者への周知及び教育）

第６　乙は、事務従事者に対し、在職中及び退職後においても、本業務に関して知り得た対象個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと（法第 67 条）、違反し

た場合は法第 176 条及び第 180 条の規定により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

２　乙は、事務従事者に対し、本業務に着手する前に、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する教育を行い、その実施状況を甲の求めに応じて報告しなければならない。

（作業場所及び持出しの制限）

第７　乙は、対象個人情報を取り扱う作業は、甲が指定する学校その他の施設（以下「作業場所」という。）で行わなければならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

２　乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、対象個人情報（これを記録した機器及び記録媒体を含む。）を作業場所の外に持ち出してはならない。

（取得の制限）

第８　乙は、本業務の履行に必要な範囲を超えて対象個人情報を取得してはならない。対象個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第９　乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、対象個人情報を本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 10　乙は、甲の承諾がある場合を除き、対象個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（機器の設定、保守等における情報の取扱い）

第 11　乙は、機器の設定、動作確認、保守、修理その他の作業に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　機器、授業用 OS 環境、クラウドによる集中管理機能の管理画面その他の環境に記録された対象個人情報を、作業に必要な範囲を超えて閲覧し、又は操作しないこと。

(2)　甲から付与された管理者アカウント、パスワードその他の認証情報は、事務従事者以外の者に知らせず、適正に管理すること。機器及び管理画面の初期パスワードは必ず変更し、推測されにくいものとすること。管理者権限を持つアカウントには、技術的に可能な限り、多要素認証その他の強固な認証方式を用いること。作業のために一時的に設けたアカウント等は、作業の終了後、甲の指示に従い削除し、又は無効化すること。

(3)　遠隔操作による保守その他の作業は、あらかじめ甲の承諾を得た方法で行い、その日時、作業者及び作業内容を記録して、甲の求めに応じて提出すること。遠隔操作に用いる接続（VPN 装置その他のネットワーク機器及びソフトウェアを含む。）は、作業を行うときに限り利用し、乙の責任において最新の脆弱性対策を講じること。

(4)　乙の所有する機器又は事務従事者の私物の機器若しくは記録媒体を、甲のネットワーク又は調達機器に接続しないこと。ただし、甲の承諾を得て、ウイルス対策等の安全管理措置を講じたものを接続する場合は、この限りでない。

(5)　修理又は交換のために調達機器又はその部品を作業場所の外に持ち出すときは、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、記録された対象個人情報の消去その他甲が指示する措置を講ずること。

（安全管理措置）

第 12　乙は、対象個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の対象個人情報の安全管理のために、次に掲げる措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(1)　対象個人情報を記録した書類及び記録媒体を施錠できる場所に保管すること。

(2)　対象個人情報を電子データで取り扱うときは、暗号化、パスワードの設定、アクセスの制限その他の措置を講ずること。

(3)　対象個人情報を取り扱う乙の機器には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
(4)　対象個人情報の受渡しは、甲の指示する方法により行い、その記録を残すこと。
(5)　乙が本業務に用いる情報システム、ネットワーク機器（VPN 装置を含む。）及びソフトウェアについて、脆弱性情報を収集し、修正プログラムの適用その他の対策を速やかに講ずること。
(6)　対象個人情報及び認証情報を取り扱う乙の情報システムについて、アクセスの記録を取得して一定期間保存し、不正なアクセスの有無を確認すること。
(7)　対象個人情報を、事務従事者個人が管理する領域、私用のクラウドサービスその他甲が認めていない保存場所に保存しないこと。
(8)　対象個人情報を、甲の承諾なく、生成 AI その他の外部のサービスに入力し、又は送信しないこと。

（再委託の禁止）
第 13　乙は、甲の書面による承諾がある場合を除き、対象個人情報を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない（以下、委託し、又は請け負わせることを「再委託」という。）。
２　乙は、再委託をしようとするとき、又は再委託の内容を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
(1)　再委託をする業務の内容
(2)　再委託先で取り扱う対象個人情報の範囲
(3)　再委託の期間
(4)　再委託が必要な理由
(5)　再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先
(6)　再委託先における責任体制並びに個人情報取扱責任者及び事務従事者
(7)　再委託先に求める個人情報の保護の措置の内容（契約書等の該当部分の写しを添付すること。）
(8)　再委託先の監督の方法
３　乙は、甲の承諾を得て再委託をするときは、この特記事項により乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせなければならない。再委託先がさらに再委託をする場合以降も、同様とする。
４　乙は、再委託先が行う業務を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。
５　乙は、再委託先の行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負う。

（派遣労働者）
第 14　乙は、本業務を派遣労働者に行わせるときは、労働者派遣契約書に、秘密の保持その他の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
２　乙は、派遣労働者にこの特記事項に定める義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約の内容にかかわらず、派遣労働者による対象個人情報の取扱いについて、甲に対して責任を負う。

（記録媒体を含む機器の撤去及び廃棄）
第 15　乙は、既存機器の撤去及び廃棄並びに保守又は修理により交換した機器又は部品の回収に当たっては、記録媒体に記録された情報を、専用のソフトウェアによる消去又は物理的な破壊により、復元できないようにしなければならない。
２　乙は、前項の措置を講じたときは、対象となった機器、記録媒体、数量、方法、実施日及び責任者を記載した証明書を甲に提出しなければならない。

3　乙は、第１項の措置を講ずるに当たり、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

（資料等の返還、廃棄及び消去）

第 16　乙は、本業務を完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、甲から提供を受け、又は乙が取得し、若しくは作成した対象個人情報を記録した資料、記録媒体等（複写し、又は複製したものを含む。）を、甲の指示に従い、直ちに返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

2　乙は、前項の規定により廃棄し、又は消去するときは、対象個人情報が判読できず、復元できない方法により行い、前条第２項の証明書に準じた書面を甲に提出しなければならない。

3　前２項の規定は、甲の承諾を得て再委託をした場合における再委託先の保有する資料等について準用する。この場合において、乙は、再委託先からこれを回収し、又は再委託先に廃棄若しくは消去させなければならない。

（クラウドサービスに保存される情報）

第 17　乙は、本業務において提供するクラウドサービスに対象個人情報が保存されるときは、当該情報の保管場所を日本国内とし、本契約の終了時又は甲の求めがあったときは、当該情報を確実に消去し、その旨を甲に報告しなければならない。

（漏えい等の報告）

第 18　乙は、対象個人情報の漏えい等の事案（乙又は再委託先がランサムウェアその他のサイバー攻撃を受け、対象個人情報又は甲から付与された認証情報が漏えい等したおそれがある場合を含む。）が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、前項の事案について、発生の日時、経緯、対象となった個人情報の項目及び件数、被害の状況、講じた措置並びに再発防止策を調査し、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

3　乙は、甲が法第 68 条の規定による報告若しくは通知を行い、又は事案を公表する場合には、これに協力しなければならない。

（検査及び報告）

第 19　甲は、必要があると認めるときは、乙における対象個人情報の管理の状況及びこの特記事項の遵守の状況について、乙に報告若しくは資料の提出を求め、又は作業場所、乙の事業所その他対象個人情報を取り扱う場所において実地に検査することができる。

2　乙は、甲の求めに応じ、乙及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況（脆弱性対策、アカウントの管理及び認証、アクセスの記録の管理、再委託先の管理等）を書面で報告しなければならない。

3　甲は、前２項の報告又は検査の結果、必要があると認めるときは、乙に対し、対象個人情報の取扱いについて必要な指示をすることができる。この場合において、乙は、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 20　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲にその賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 21　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又はこれを怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰すべき事由による場合も、同様とする。

（義務の存続）

第 22　第４、第６第１項、第９、第 15、第 16、第 18 及び第 21 の規定は、本契約の終了後又は解除後においても、なお効力を有する。

（その他）

第 23　この特記事項に定めのない事項又はこの特記事項について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。